

平成 31年 4月 1日

宗像市長 伊豆 美沙子 様
(宗像市議会議長経由)

議員名 末 吉 孝



宗像市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、以下のとおり平成 30 年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成 30 年度政務活動費収支報告書

1 収入

政務活動費 264,000 円

2 支出

(単位：円)

項目	領収書額	政務活動費報告額
研修開催費		
調査研究費		
資料作成及び資料購入費	94,080	28,429
広報及び広聴費	115,571	115,571
人件費		
事務所費	120,000	120,000
合計	329,651	264,000

3 残額

0 円

4 添付書類

領収書等証拠書類



No	内容	項目	費目										領収書額	政務活動費 報告額				
			旅費	講師 謝金	出席 負担金	印刷 製本費	図書 購入費	備品 購入費	消耗 品費	使用料	郵送料	手数料			賃金	その他		
1	事務所	事務所費															120,000	120,000
2	ノート型パソコン購入	資料作成・資料購入費						55,080									55,080	10,000
3	プリンター購入	資料作成・資料購入費							27,000								27,000	6,429
4	印刷機リース代	広報及び広聴費									77,328						77,328	77,328
5	印刷機パソコン・マスター代	広報及び広聴費								25,893							25,893	25,893
6	議案報告用紙代	広報及び広聴費								12,350							12,350	12,350
7	在民七自治他	資料作成・資料購入費					12,000										12,000	12,000
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
合 計							12,000	55,080	65,243	197,328							329,651	264,000

研修開催費	
調査研究費	
資料作成・資料購入費	94,080
広報及び広聴費 人件費	115,571
事務所費	120,000
合 計	329,651
	264,000

様式5

備品台帳

《価格が3万円以上の事務機器》

宗像市議会議員

末吉 孝

備品番号	品名	取得年月日	税込価格	備考
1	ノート型パソコン	H30.12.29	55,080	10,000 (按分)
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

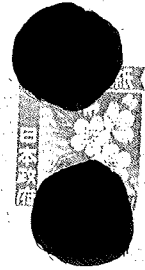
①

領収証

宗像市議 末吉孝 様

No. _____

金額										
	¥	1	2	0	0	0	0			



内 訳

但 事務所代り (2018年4月~2019年3月)

現金

2019年3月25日 上記正に領収いたしました

小切手 /

手形 /



消費税額等(%)

係印

N.º (2), (3)

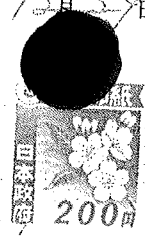
領 収 証

No. _____

末吉 寿 様

30 年 12 月 29 日

★ 792,080



但 パソコン プリンター データ移行 代金

上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒811-3425 [Redacted] 丁目5番6号
GMセ 同会社
 代表 [Redacted]
 TEL:0940-[Redacted] 510-0543



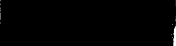
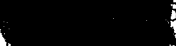

納品書

平成30年12月29日

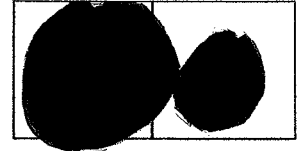
No.2018122901

末吉市議 様

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通り納品いたしました。

 GMセン  社
〒811-3425 福  里5-5-6
TEL 0940-36-1  510-0543
<https://gmsl.co.jp>  @gmsl.co.jp

合計金額 **¥92,080**



品名	数量	単価	金額	摘要
ノートパソコン(CF-NX3)	1		51,000 〇	税込 55,080 (2)
キャノンプリンター(IX6830)	1		25,000 〇	税込 27,000 (3)
セキュリティソフト(kaspersky1年1台版)	1		4,630	
データ移行	1		4,630	

小計 85,260
消費税(8%) 6,820
合計金額 **¥92,080**

4

領 収 証

末吉孝議員 様 2019年3月15日

★ 477,328

但 印刷機リース代 (2018.4~2019.3)

上記正に領収いたしました

内 訳	〒815-0033 福岡市南区大橋1丁目20番19号 ジブラルタ生命ビル
税抜金額	パチヨコアシステム 株式会社九州支店
消費税額等(%)	TEL.(092)512-8484 FAX.(092)512-8485

5 - 3

心の通うコミュニケーション
ヤチヨコアシスタンス株式会社

植木 隆信

御中 **ご請求書**

CD 0940337303

18年09月30日

福岡市博多区博多駅前4丁目
2番20号
九州支店
TEL 092-451-8484

前回の請求額	ご入金額	その他ご入金	割引金額	今回お買上額	消費税等	今回お支払額
21,384	21,384	0	0	39,600	3,168	42,768

年月日	伝票No	区分	品番	品名	数量	単価	金額	
18.09.21	0017124671	売上	9960001967	日本共産党 宗像市議会議員団 CDインクブラック	様分 2	19,800.00	39,600	
							合計御買上額	39,600
							合計消費税等	3,168
							税込御買上額	42,768

43092
4 = 10773円

本請求書は、18年09月30日現在のご入金状況に基づいて作成させていただいております。

お振込は右記銀行にお願いします。

御入金のご行き違いの節は御了承下さい。

お支払方法 振込

ふくぎんキャッシュサービス
ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。手数料は消費税を含めて裏面のご案内もごらんください。
印紙税申告納付につき福岡

印紙税申告納付につき福岡

年 月 日 お取扱時間 お取扱店 電話番号
30101114*0829763

取引銀行番号 取引店番号 科目 口座番号

お取引内容 お取扱金額
振込 * * *

お取扱番号 コード * * *
110

(ご案内) お取扱金額種(枚)
05万円 00千円 00千円 00千円
00千円 00千円 00千円 00千円

お受取人
ヤチヨコアシスタンス株式会社九州支店 代表取締役
ご依頼人 キョウサントウムナカタシキタツン様

電話番号 0940337303
通番 1007
振込金額 ￥42,768
振込手数料 ￥324
おつり ￥6,908

福岡銀行

19年01月31日

福岡市博多区博多駅前4丁目
2番20号
九州支店
TEL 092-451-8484

前回の請求額	ご入金額	その他入金	差引額	今回の請求額	消費税等	合計請求額
0	0	0	0	19,800	1,584	21,384

年月日	伝票No	区分	振替	品名	数量	単価	金額
19.01.28	0057610111	売上	9960001967	日本共産党 宗像市議会議員団 CDインクブラック	1	19,800.00	19,800
				合計御買上額			19,800
				合計消費税等			1,584
				税込御買上額			21,384

P 1

21,492 ÷ 4 = 5,373円

本請求書は、19年01月31日現在のご入金状況に基づいて作成させていただいております。

お振込は右記銀行にお願いします。

御入金のお行き違いの節は御了承下さい。

お支払方法 振込

ふくぎんキャッシュサービス

ご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。手数料は請求書裏面のご案内をご確認ください。

印紙税申告納

付につき福岡

年月日 お取扱時間 お取扱店 番号
31021912:0130263

税務署承認済

取引銀行番号 取引店番号 科目 口座番号

お取引内容 お取扱金額

振込 * * *

お取扱番号 コード

087 * * *

お取扱金額(枚)

(ご案内) 02^{万円} 00^{千円} 00^円 02^円

00 00 00 00 00 00

お受取人
 ヤチヨコアシシステム株式会社九州支店
 代表取締役 依頼人
 キョウサントウムナカタシキ`タン`様
 電話番号 0940337303
 普通番号 1014
 振込金額 ￥21,384
 振込手数料 ￥108
 おつり ￥508

福岡銀行

6

用紙代 合計 12,350円



領収証

栄吉 様
 ホームプラザナフコ 南宗像店
 TEL:0940-36-8601
 毎度ありがとうございます
 またのお越しを
 お待ちしております。
 2018年08月14日 12:54
 担:3080y13/ 003-64584

21 コピー用紙 ブランコ B4
 25866001 単価 2,470
 3点 ¥7,410

合計 **¥7,410**
 (内消費税等 8.0% ¥548)
 現金 ¥7,410
 お預り ¥10,410
 お釣り ¥3,000

お客様カードNo. 2530****3317
 本日ご利用可能ポイント 411P
 今回ご利用ポイント 0P
 今回お買上ポイント 68P
 合計ポイント残高 479P
 ポイント有効期限 2019/08/31
 ※今回加算ポイントは次回お買上時
 よりご利用いただけます
 レシート売上
 *マークは、広告商品です。

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します



18081403645846

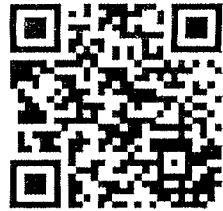
ホームセンター公式サイト リニューアル

スマホからも

PCからも

おトク情報も、店舗検索も、
ますます見やすくなりました!

<https://www.nafco.life/>



領収証

栄吉 様
 ホームプラザナフコ 南宗像店
 TEL:0940-36-8601
 毎度ありがとうございます
 またのお越しを
 お待ちしております。
 2019年02月15日 10:28
 担:3180769/ 002-51961

21 国産高白色コピー用紙 B4
 20973117 単価 2,470
 2点 ¥4,940

合計 **¥4,940**
 (内消費税等 8.0% ¥365)
 現金 ¥4,940
 お預り ¥10,000
 お釣り ¥5,060

お客様カードNo. 2530****3317
 本日ご利用可能ポイント 871P
 今回ご利用ポイント 0P
 今回お買上ポイント 45P
 合計ポイント残高 916P
 ポイント有効期限 2020/02/29
 ※今回加算ポイントは次回お買上時
 よりご利用いただけます
 レシート売上
 *マークは、広告商品です。

本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します



19021502519616

ナフコ公式
★オンラインショップ★
★スマホアプリ★
公開中!

いつでも

どこからでも

お買い物
お得情報も GET

↓詳細はこちらから↓



<http://www.nafcoshop.jp/>

7

領 収 証

No. _____

宗像市議
末吉 芳 様

2019年3月7日

★ 712,000 -

但 「佐伯市自治」 「福岡」 等 (4
上記正に領収いたしました自治) 1年分
(2018.4 - 2019.3)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

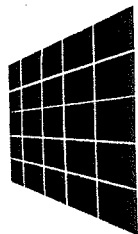
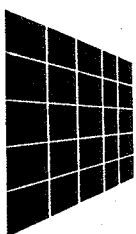
公益社団法人福岡県自治体問題研究所

事務局長

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-19-3-508

TEL&FAX 092-472-4675

貸室賃貸借契約書



契約上の注意

一、誰を相手に契約するのか、相手に契約する権限があるかをはっきりすること。


本人自ら（代理人のときには代理人自身）署名押印すること。

二、契約の目的やどんな事情・動機で契約するのかを明記しておかぬと後日水掛論になる。

三、契約上の日時や場所をはっきりすること。

四、契印を忘れぬこと。

貸室賃貸借契約書

貸借人  と借借人 末吉孝子
日本共産党市議との間に、次のとおり

り貸室賃貸借契約を締結します。

第一条（目的貸室の表示） 貸借人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所 示像市橋元三丁目六〇一

鐵骨造 葦 建 一階三十七平方メートル
室 量（ 号室）
年 四 月 一 日から
平成三十年三月三十一日までの
年間とします。

第二条

第三条

（賃料）賃料は志か月金 壹万 円也とし、賃借人は毎月 日
月分を賃借人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃
料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の貸室料金との比較等により不当とな
ったときは、賃借人は、契約期間中であっても、賃料の増額を請求することができる
ものとし、ます。

壹か月末満の賃料は日割計算とします。

第四条 (敷金) 賃貸人は敷金として金 円也を賃借人から申し受

けるものとします。

第五条 (使用目的) 賃借人は、貸室を

の目的で使用し、他の用

途に使用してはなりません。

第六条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共

同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む)、または

賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

第七条 (当然消滅) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失したときは、本契約は、

催告その他の手続をしないで、当然消滅するものとします。

第八条 (契約解除) 賃借人が次の場合の二つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、

直ちに本契約を解除することができるものとします。

一、 貳か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。

二、 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との

間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、 第六条の規定に違反したとき。

四、 長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

五、 その他本契約に違反したとき。

第九条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃貸人に対して壹か月の予告をもって本契約の解約

を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え壹か月分の賃料相当額を賃

貸人に支払って即時に解約することができます。

第十条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべ

き行為をしてはなりません。

第十一条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含む)の責に帰すべき事由によって貸室を破損した

ときは、賃借人は、すみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものと

します。

第十二条 (電気の使用料等) 電気、ガス、水道等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を

賃貸人の定めた方法で賃貸人に支払うものとします。

第十三条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利息をつけず、賃借人が賃料の支払い

を怠ったとき、または第十一条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷

金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第十四条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたと

きは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第十一条の

損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十五条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料そ

の他にこれに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十六条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃貸人に対する賃借人の

一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十七条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十八条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 通を作成し、各自署名押印のうえ、各志通を所持します。

平成三十年 四月 一日

賃貸人 現住所

氏名

[Redacted signature and address]

賃借人 現住所

氏名

宋 豫 宇 日 里 至 昌 三 番 八 九
六 七 〇 二 〇 四
宋 志 孝 子

連帯保証人 現住所

氏名

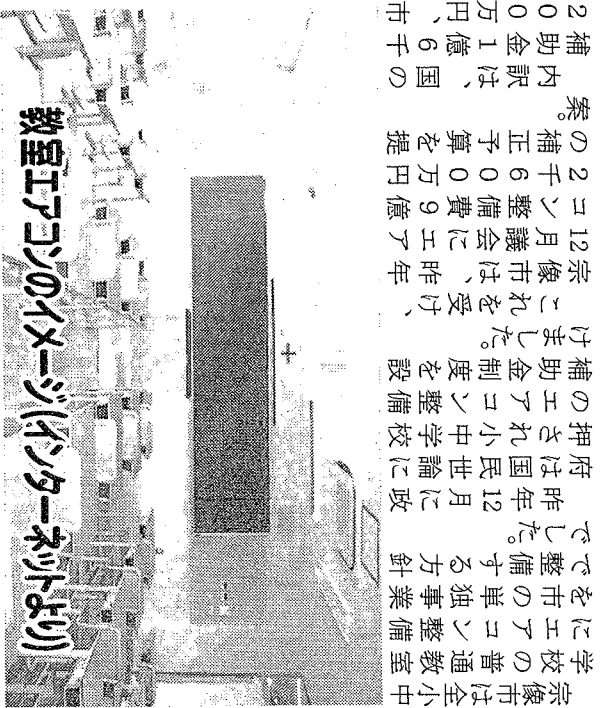
⑩

未苦たかしの
こんがまたらに

2019年
2月号

日本共産党
宗像市議
末吉 たかし
日の里5丁目
3-67-204
☎ 36-4715

9億2千600万円の補正予算



教室エアコンのイメージ(インターネットより)

宗像市は全小中学校の普通教室にエアコン整備を市の単独事業で整備する方針を決めた。昨年12月に政府は国民世論に押し入れ小中学校のエアコン整備補助金制度を設けました。これを受け、宗像市は、昨年12月議会にエアコン整備費9億2千600万円を補正予算を提案。

分の1程度になります。12月議会では、エアコン整備時期と地元業者への仕事の発注について議論になりました。市はすでに、エアコン整備は、工事発注方式でなく、整備費と維持管理費を含めた総費用を発注するPFI方式で行うことを決めていました。さらに、12月時点ではまだ「契約会社」は決まっておらず、エアコン整備事業契約議案は今年2月4日の臨時議会になる予定です。このため、エアコン設置工事は春休み期間中に着工できず、夏休み中の工事になる予定です。休み中の工事は、子どもたちの命と健康を最優先に良好な教育環境を保障するためのエアコン整備補正予算に賛成。同時に、一日も早い整備と地元事業者の参入を要望しました。

全小中学校にエアコン設置へ

河東西小学校にプレハブ教室



河東西小学校

河東西小学校は児童が増えています。特別支援学級などのクラス数が不足するため、今年の4月からプレハブ教室で対応することになりました。計画はプレハブ4教室で3月までに建設することになります。このため、建設費の5千万円が12月議会で補正予算として提案されました。共産党市議団は、プレハブ教室は児童が勉強したり学校での

活動には基本的に適していません。

建設する以上、暑さや寒さの対策、さらに隣接するクラス室に、音が響かないよう対策を求め補正予算には賛成しました。

宗像市は18年から22年間、市役所玄関前をはじめ、日の里、自由ヶ丘、南郷の各コミセン、およびサンリア内に多額の設置費用を投入し、自動交付機(住民票や印鑑証明書が発行できる)を設置し、サービス提供をしてきました。ところが市は、12月議会でこれらの自動交付機を廃止する議案を提出。「廃止の理由」①マイナンバーカードの普及を広げる②コンビニでマイナンバーカードの利用が可能となった③現在の自動交付機の維持管理費が年間約7千600万円かかるとしています。(廃止の期日は11月31日)

日本共産党市議団は「これまで市内に5ヶ所設置してきた自動交付機の設置費はどの程度か? 今日までの費用対効果の総括はしているのか?」と、厳しく質問しましたが、総括は行われていないことが明らかになりました。また、マイナンバーカードを交付して、従来の市民カードのみ交付している世帯が、市内全世帯の6割程度の2万6千世帯という事も分かりました。

共産党市議団は「これまで自動交付機を設置して、費用対効果など総括がされていない。また、マイナンバーカードの交付も進んでいない状態である。せめて市役所玄関前の自動交付機を残し、市民サービスの低下にならないようにするべき」と市民カード廃止に反対しました。

廃止される自動交付機



消費増税反対

景気停滞と国民に負担増

安倍自公政権は、今年の10月から消費税を10%に上げると決めています。消費税増税は、自動車などの輸出産業が消費税の戻し金で潤うため財界の要望でもあります。今回の値上げ案には「ポイント還元」や「複数税率」など複雑な制度が入り乱れ、高齢者など事実上還元から排除されることでもあります。税金は空前の利益を上げ、400兆円以上ためこんでいる大企業や富裕層からとるべきです。さらに憲法無視で進める防衛費を抑えるべきです。

消費増税中止が最善の景気対策

日本経済が破綻へ

安倍自公政権が今年10月に強行しようとしている消費増税10%への引き上げは、実質賃金が伸びず、家計消費は低迷し、深刻な消費不況が続く中で、国民の暮らしと日本経済に壊滅的な打撃を与えることとなります。しかも、米中経済摩擦に加え、英国の欧州連合（EU）離脱など、世界経済が不透明な上に、国内では東京オリンピックに向けた大規模建設ラッシュが終わりを迎える時期での消費増税増税です。

何のための増税か

政府は景気への影響を恐れ、19年度予算で2兆円規模の「増税対策」をとったとしても、これは「臨時」のものに限った額で、恒久的な予算措置や税制に よる手当を含めると、その規模は5兆円を超えるとされており、消費増税による増収を上回るものとなっています。一体何のための増税なのか、説明がつかない「愚策」と言えるのではないですか。

トランプ大統領言いがりの「兵器爆買い」と 九条改悪は、戦争できる国への道

安倍政権は昨年末に新「防衛計画の大纲」、「中期防衛力整備計画」を決定し、5年間で27兆4700億円の軍事費を投入する空前の大軍拡計画に突き進もうとしています。

米国防からの兵器購入計画は、トランプ大統領言いがりの「浪費的爆買い」の最たるものです。元自衛隊幹部からも、「貿易摩擦が起きるたびに、アメリカから必要のない兵器を購入するのか」の批判の聲が上がっています。

護衛艦を改造して、ステルス戦闘機を搭載できるように空母化する、敵基地攻撃できるといわれています。

今進められている大軍拡計画は、安倍首相が憲法9条改定の執念的な野望と軌を一にするものと言えます。9条に自衛隊を明記し、軍隊として海外で戦争できるようにすることが最大の目的なのです。

市民と野党の共同の野望を打ち破ろうかと、安倍首相の亡国は、ありませんか



政府は増税対策の目玉として、中小商店でカード（キャッシュレス）決済をした消費者に価格の最大5%分の還元をすとして、食品など8%の税率に据え置く軽減税率と、ポイント還元率を3%に引き上げ、深刻な消費不況が続く中で、国民の暮らしと日本経済に壊滅的な打撃を与えることとなります。しかも、米中経済摩擦に加え、英国の欧州連合（EU）離脱など、世界経済が不透明な上に、国内では東京オリンピックに向けた大規模建設ラッシュが終わりを迎える時期での消費増税増税です。

元還元ポイント・軽減税率必須！

	オロナミンC【飲料品】	リポビタンD【非飲料品】	カーデリア【非飲料品】
現金で買う	8%	現金で買う	10%
カードで買う	8%	カードで買う	10%
現金で買う	8%	現金で買う	10%
カードで買う	8%	カードで買う	10%
現金で買う	8%	現金で買う	10%
カードで買う	8%	カードで買う	10%
現金で買う	8%	現金で買う	10%
カードで買う	8%	カードで買う	10%

増税中止しても財源確保可能

消費増税を中止しても、国民の社会保障費や暮らしの財源は十分確保できる道があります。それは、「法人税減税」で巨額の内部留保をため込んでいく大企業と、アベノミクスの株取引で莫大な資産が転がり込んだ富裕層に自分の税負担を求めることです。そして大軍拡の予算を国民向けに回すことで、日本共産党は、政治的な立場を超えて、10月の消費増税10%増税反対で一致するみなさんと力を合わせてたかいます。



日本共産党がめざす日本改革

第一に取り組む改革

- ◆アメリカとの従属をなくし、対等・平等・友好の日米関係をつくる。
- ◆財界に奉仕する政治を改め、国民の暮らしを守る。
- ◆自由で人間的な発展が保証される社会です。

これまでの民主主義と自由の成果をはじめ、資本主義の価値ある成果のすべてが受け継がれ、いそいそと発展し「国民が主人公」になる社会です。

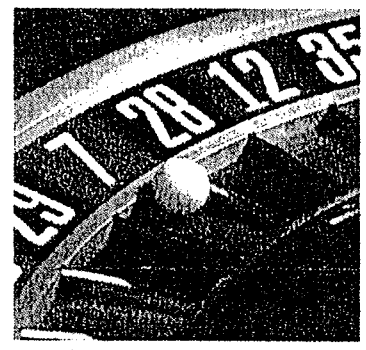




い学童保育施設は早急に設置すること。②働きたがら子育てしている世代から待ち望まれた「病児保育事業」は、運用や職員の配置など保護者の要望等を取り入れながら充実させること。子どもの命とかかわる事業であり、事故等起きないように万全の保育体制を確保することを要望しました。

大規模開発につながる市の財産処分問題あり
野坂地区の丘陵地(約93ha)を民間企業が大規模な太陽光発電用地として開発しようとしています。この計画地の中にある市の里道と水路を民間企業に売却するものです。市は地元との十分な協議がされたと説明しましたが、市の「緑のマスタープラン」では当該地区の丘陵地は緑の保全を図ることになっており、整合性がありません。共産党議員団は、丘陵地の大規模開発を抑制する意味でも今回の財産処分には問題があるとして反対しました。

カジノ実施法案の廃止を求める意見書を否決



壊となる②掛け金の大きさと社会的悪影響の拡大③ノウハウを持つ米国カジノ資本の支配④カジノ事業者が客に賭博資金を貸し付けることが出来るなど、違法なカジノ実施法案は廃案にすべきというものです。

この意見書には、賭博場・カジノ賛成の議員からは「カジノは雇用促進となる。◆ギャンブル依存症対策がある。◆入場料が6千円で週3回までになっている。◆外国人滞在者を増やす」など、カジノは違法性やギャンブル依存症懸念よりも経済発展に寄与するなど主張して、意見書案に反対しました。(意見書案に反対した議員) 岩岡、井浦、小林、森田、伊達、吉田、井上、安部、岡本、北崎、福田、神谷、小島、石松

小中学校の普通教室にエアコン設置実現へ 全学童保育施設にも早急に設置を!

補正予算に賛成

今回の補正予算は、共産党市議会がこれまで求めてきた、◆「小中学校のエアコン設置」に對して、前倒しで一気に設置予算が組まれたこと。

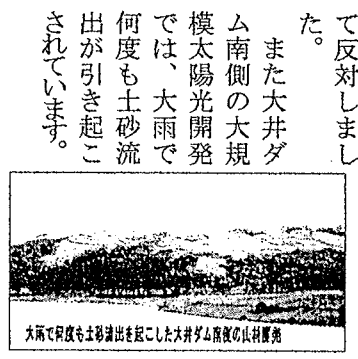
◆子どもが病気で保育できる「病児保育の事業」を開始するための予算など評価できる、として補正予算には賛成しました。

① エアコンがまだ設置されていない



世界遺産関連事業は慎重な検討を指摘
世界遺産登録1周年記念事業については、宗像市が後世にわたって歴史的な遺産や文化を保存する責務が課せられていることから、その目的に沿って本当に必要な事業なのか、どれだけの税金を使うのか十分検討するべきと指摘しました。

また大井ダム南側の大規模太陽光開発では、大雨で何度も土砂流出が引き起こされています。



大雨で何度も土砂流出を起こした大井ダム南側の大規模太陽光

市議会の多数がカジノに賛成?

安倍内閣を支える自民・公明・維新の各党などが、西日本豪雨対策よりも国会で賭博場・カジノ法案の強行採決を優先したことは、まさに民意無視の暴挙です。直前の世論調査(朝日)でも、カジノ法案の「成立必要ない」が79%でした。カジノは、強い違法性があるからこそ禁じられてきた民営賭博です。その違法性をそのままに、総合リゾート(IR)という隠れみみで解禁するのがカジノ実施法です。

国会での自民・公明・維新などの暴挙に先立ち、6月市議会に共産党とふくおか政治ネットは共同で「カジノ実施法案を廃案とすることを求める意見書(案)」を提出しました。

内容は、①ギャンブル依存症の拡大と人間性破壊や家族の崩

国の負担で学校給食の無償化を求める意見書が否決

子どもの貧困が6人に1人にもなる中で、貧困家庭の子どもの栄養源として学校給食の存在が大きくなっており、「食育」の点からも学校給食の無償化が急がれています。共産党市議団は、国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を提案しました。

子どもの貧困問題は、国の調査におい

ても家庭の経済的困窮が、子どもの学力や学歴に大きな格差を生じていることが分かっています。OECD(経済協力開発機構)加盟34カ国の中で、日本は上から10番目に高い貧困率となっています。

憲法では、「教育の機会均等」やどの子ども健康的に成長できる権利を保障しています。全国では、すでに83の自治体で

無償化を実施し、給食費の補助制度は200を超える自治体が行なっています。今回は国の負担で学校給食無償化制度として早期実現するよう求めたものです。

採決では、共産党市議団3名の賛成にとどまり意見書は否決となりました。



学校給食の無償化を求める意見書が否決